雙魚堂日誌 大正二年七月以降

特別
イ4
1919
561

176826

復恩寺日誌

大正二年七月以降

七月

一日

晴、若名の者く行き寺前の草
を抜き天の一的祭後週番
終而ろうそく金滅四
時ろ〻清掃を十四時ろ〻
仏事まつる三行を通印、授
を清掃を行を

38- 9349

る、月日文二ヶ月も来る事なし、誠
御承知也来る、其節今より手本書あ
り継志国俳諧紀行日お衣之
一旦紀行文の再校を請くる也
門人中村隆流古今路行職の書
状を村る所事務不思遍、物事向
ある

二日

両、宗家ニ於人ヶ事も此の差障会て於き
乃申し来る今者状有り、中村隆

流加賀美千白井上吉荒木
氏、此の宗家ニ人をお遣し相成ニ
付宗家ヨリを差合致する、夫而
其事を取の上師範と稱へ、備之辻
川氏ニ通ニ合する此ハ通への事
宗家へ行く事を流儀ニ高木
を追ひ此申させ候ニ至る、代
森吉出申来る宗家も左事の
手入致置しことを往之茶緒
を云ふ、門前代并ニ隆家掛
代二十六日揃所　三月廿七日大阪

邸に於て御しめく高橋の御城
貴公を召き此度の敵出る
時分なり 敬白

三ノ

清文様、樺太モまろ、高品
三人を義経と御思召つき
朝夕学問と御しゝ十分内を
為御して義経と御ゝ御
学問をあり、夕方四人上川
武士迄同道し

東京帝国大学
樣原駿

ゝゝ御学問、夜方高品を
人の道徳をいろ〳〵かゝ
ゝゝ金の御代に於て高品
を試みさるを此の義経を
ゝ高品御学問に成る
○その因を聞えたる也 ゝ
遠きを聞たる事なり
ゝゝゝゝを改て
又為御学問
ゝゝ一切を以
ゝゝ後捨ゝ
成ゝ御ゝ

尤も初めに出るは菊屋幸三郎書をとる
又梵めは笠亭仙果、次よりは紀
兵衛を横綱を勤めしも生田の
拡の来たりし、豊芥子なり
略して柳亭流なり、昭新亭主人花
笠らし、山東京山も、山田の鈴木家に
菊亭香水なり、生田南畝仙化へと成
この続き笠亭仙果代、鈴印亭
二代目とも、十返舎一九なども、柳亭種彦
り

四り

而、里見八犬伝は曲亭馬琴を
終へ、金子馬洗又風亭琴緒の許に
廣く云ふ伝へ次太郎一身上に係
五十嵐筆尚高續遠吉田葉子縄
図書の供をし、本誌十一回ともに
まず出来る入るを八つ節の二回にし
稿を終へ、阪路謙跡窓太之
亭立亭琉服義十冊代十回
柳溝立家とも行はれて四の
解説書なり、櫛田何子印に譲りに

此九月田川と遠賀郡の通知
茶にて富士見郡に於て茶業
組合を設の評議員会の通知
来る茶業茶業組合茶業干
を織る

茶

十萬六千貫を茶業者茶業者の数より
萬余貫ありて出荷高茶業者明治廿
三年度に式年三月出荷の見込なり
を精製の量六百貫、茶業者数行

東 榛原製

き家是を製造致す、緑茶を
也将種類見本として又精を精製、
を以て登録、茶業式三拾余斤、此外
業式第三十四年乙の茶業生
を今日に於ても製茶初めて七百萬
人を招き做しめ、支那茶と国道茶
あるも其間、茶余紀田とさくら
不設けを流出するも本年青茶も、茶
今年田振茶出来十三円乃至
流輸三十貫合十六円四十貫輸出

時、場所を定め場合の場合
問数多く形数一定なる事一部分
無きを以て俄に場所を定め及び
出しき故集場所を
時ことにして自分の動
を表示しもつて所属を
明白にし切なる意味を表示する
為の表示を用ふる
を以て、場合の場合の
場合の場合四枚法はあらん

を除くを、石坂門四中四六ヶ月後
時但来訪、午後必勝寺
和尚に移す、例会年のごとく校友大
会をつとめ校友の会員三
百名に無人なりき、京都支十の八九
を占む、校友の会員なりしも以来の盛
会也、今日の京阿に文義根本
の会を根源しそうして
真理の研究の氣運は
こを服せしめ、ヨマレチ
柳川宗厚氏基礎の罪の出づ

時、藏員金子ハ桐屋岸猫様
来ル、勇氏来ル、猫様ハ二かウニ
のるものなれども、かゝる美しきもの
と思ふ所なるに家内の者ハ印
相云ふなれども来吉なり、夜美者
とかゝる、三ツ目ハ帝大様の山上
氏者と、印ハ宗三郎ハ三ツ目ハ之ハ
他と異色の祝賀会の体を呈
渡し、之ハ少所、こゝろ中ハ
す、祝賀会しの法方なども集ま

東京原製

りたる人全部七千人ハ五十名
用ふ所、他方面の方ハ生
命ハ殺りたる者ハ二万五千
也ハ印ハ汝、大工夫立
印ハ来る。

八〇

墨、冷、山本豊氏ハ豊科ハ
豊ものをたゝしまる花ヤ
見ハ猫と考ふ、ハ、の実ハ
無夫様の印ハ市を考ハ見

[illegible]、[illegible]、[illegible]七條性[illegible]
[illegible]を[illegible]、[illegible]
[illegible]の紀[illegible]を[illegible]、[illegible]
[illegible]役[illegible]に[illegible]
[illegible]に[illegible]
[illegible]二[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]の[illegible]

東京原製

[illegible]に[illegible]の[illegible]
[illegible]千[illegible]を[illegible]
[illegible]の[illegible]を[illegible]
[illegible]も[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]を[illegible]

[illegible]

墨洲、[illegible]、[illegible]
[illegible]

中風等病等ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
河豚・烟草・[illegible]・[illegible]・[illegible]
[illegible]十[illegible]ハ登[illegible]
ンヲ[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]
湯ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]山本利[illegible]
[illegible]、[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ヲ[illegible]
あり、[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

刻[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

十日

墨汁、中[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

を踏み代拍硯を、井上春の部
がウン、并テントの件、京来訪、
は一ぱい、ぶ子賀、吉物文部省
掛り、新橋へ出る、左来、拙宅
第ゝ後ゝ、ぶ子来る、京来方も
きんま手也拍ゝ、個を持ち、夜
学を終し早く帰る、久子来る、
帰宅あり

十一の

雨、七時半起、前文行出仕の体

京城を始し、春嶋三を始し京城
四方面、手紙切符をみる、
本季三来、拙、作品一来、
校式典ニ要する二三の物を聞し
西ゝ拙、涙をうつす、
後ゝも四時大雨ゝ、
弾前、清涼の男ゝ、朝鮮江西
迎、沿岸の風土画、拙宅を訪ふ、
面白き話、七時の刻を拍ゝ、
ゝ其の横、式を、
似ゝ、ゝ、ゝ、

文龍を経たりしかと書うること歴
然たるすべき疑を文字可き底
親仮名文字と移を特と龍門洞佛
像の字を意親し、伝義と大
その前の案底と為を喫し物
全面を見過ぎ、杉山義天寺
子底の方仏を学く、寺子助
膳と能微の形障なる投業を
もとに、孫崖の面倒を杉山と共に
釈十郎山海寺を笑し一の論機
を抱き新説を出さんとやむ

十二の

而、家を為て運ハーむ、方面
為を所東江基元本山を為寺
法、寺の主治中、清田点面、杉井法
寺の寺と接す、為を、行くる為
十郎法也、越義を為を、
寺の開山の仮、義の寺を伏也し
寺、文刻物老一異と出す

十三の

時、一の客を御[illegible]
温三十六分五六分を終る
三十七分八分と上る。客さと共に
杉山を招き診せしに腸胃に
障碍ありとして前日を
大下痢一次後二次体温
漸く下る、高熱
を呈し始る、

十四日

時、朝下利一次体温上りも三十七分四

分と下る、又風呂場
にて暫く横臥
未全快せざるも食の
あを招き委細
要件并に食の
次、出くるの文
知らせ〻〻
す、杉山父の
きす、言葉
時度〻
解く一診を試ひ、

桂公胃癌と決定のうを待つ、

十五日

朝、雨、杉山早々来訪、多の方面に
変じたるうち、馬次金の花義のえ
文氣警句、人をして感ずるものあり、商の文
なるを知る、一読之を可とし、坂谷
子来る、神戸新聞の書簡とせり
副もしたい、十四日三十七分の体温也
解熱剤を時々、真崎城男一郎
杉野二男訪、明日出郷し今晩発

東京帝大図書

今の帝都の如きをいうて迎ふるも
出郷印刷物、例日来文四冊二冊
伊東古之(己)の治劇文記来る
正午後雨、胃腸部腫と全く
なし、第四支カタン未全へず、本
日正午義温九十度、夢中始て
熱を元に、肩宮氏を以て坂谷
を招きて夫婦と共に来る

十六日

晴、斎藤を杉野に送る

気味と嗅くさしのぶり 四帝値し印本
功事を経て、坂上五郎桂谷高
勢に於て生命を為す功 摂政二劇
既に為す功、気味の支ある一つを
見くさんと体温を保つに從す
其様子は其薩摩の資る二十四迄
りまする、外すの山崎重三郎
麺包を製する、伊東某といへる
劉史の出張に関し来る者を図
印せる問ありる問屋、これを伊東
のことあり 花者と文淵し賀

東 榛原製

らひ字げんと擬して称する所、菊
池これは印へる十分無所を行く
とまする、杉山と其銀の言
を称すまする

十七

細雨、高木急てまつりよくふ紀流床
を掛く、今紅の柳町の屋敷の四条
日暮り川畳島々屋に於せ時なる
六時江戸川御通としまずとて寛
に着する御行列の気の毒

をやく、流れに乍ち天地開朗一時
人々頭を挽つ者衛ゞの猛者乱
業を為して数を表す、曲ぞ
尾の井上若え井る者の鉛ヽ丸次
伊緒備一足之誤解を見ん雪安
つとむ其一気つ通印す、杉井御流
らし中青とあるし　大場継比御門
しますを云ますて　ますゑ急道急
苦のあすを翻す、手間ゑ乱を想
現して山本二見る、杉井御流に通
書を極す、田中の某を見る之事り

極を称べる、若井忠流師本流、杉山
弁英而と唐流を極す

十谷

景、吉田流通ハ笠井左に井坊
外出光の子あて花を焼ぬ、左廷
本江斎藤吉之ゑ木状あらし六
狭義ゑ云を兄元新山所考留
二通膳宗、一時の的組に降魔
組の千田の名回千題ごる通を
弓本寧ここを老いし云十の組

[illegible]
鎮喰、剣を[illegible]
[illegible]、殷[illegible]
[illegible]

十九日

晴、[illegible]
来る、出殷[illegible]
会を為す、[illegible]
[illegible]本家[illegible]家[illegible]人[illegible]
[illegible]

を乗て[illegible]、[illegible]井[illegible]来る、[illegible]
[illegible]、[illegible]喰[illegible]来る、[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]来る

二十日

晴、[illegible]土曜入、[illegible]無二来る、[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]

坂ニ賜ハ、嘆ニ堪ヘ直法事内
めを仕ものを有分ハ為ニ

二十一日

墨、筆ヲ紙ニ扇ヲ拡ス
新宮ニ至ル（五）書ヲ出ス 岩城
内膳殿、武蔵殿ニ行ヲ微し
ヲ、去四日ニ出ス
国神社記ヲ紙ニ出来ル
紙坂ニ高麗ニ
清見ヲ通ル、旅宿ニ着ス

二十二日

時、土屋信義ハ来ル
高野ヲ参詣ス松吉
今十一日ニ紙義同伴月末ニ市
土ニ帰ル
ヲ高野ニ
ヲ也ル有清左平
見ル
料寝具ヲ車ニ載
ヲ運搬ス、公
食ス 酒肴

の数に記こ生るを得ず、流涕を
書くもしてのめを給ず、行々拝伏
若こ浴す又今数部の如き有
す

二十三。

朝暮繁務多端にして時に眠食を忘こ
為るも陳ん今生の徳業拙劣を
顧て書こ堪ざるを恐る而
す、真に拙劣こも狀れるのみ
事を敢て申宅二三の用を糸

東京帝国大学

しに同書こ人こ為る神意を[illegible]き
命を縮て於乎[illegible]を[illegible]
塔内を天々仏金[illegible]町こ詣て塔
らし事を[illegible]る金[illegible]の寺間
ぶを拝し、出版部の[illegible]と許
義録梁の事を拝し[illegible]
会こ[illegible]こ拝し[illegible]
毎年仲春光[illegible]の[illegible]の絵
[illegible]表紙出来、義会[illegible]、[illegible]
[illegible]清問の[illegible]とす

二十四日

終日晴又雨、昨夜睡眠足り朝来
気分よし、次第に快きを覚ゆる
様なり、去秋をおもふ、今日旅中
を想ひ、かへりみる去年今日を思ふ
安貞二年子規の碑印を拓する、杉山又
内藤雅を伴ひて来り書画を拓する
杉山の請に応じて額面二枚を揮
毫す、新年の賦幅ありも遠雷と
どろく

二十五日

雨雪、夕晴を催す、此気候さへ悪しく
出つ服薬す、閑中読書しも烏窓の
消印をもとめ来る、此旅を思ひ
果しなき漂ふて山陵より家を思
ふ、流浪の哀れ、先に去秋を想ひ起す
真鶴佐城南池に遊び、池田雅隆
其者の雅会に義持したるもの十五年
程にも正午前即七年ほど、午後甚だ
を冒しも八の日の十数余、抱雨興きも
此日も出掛けを撮影し花を入る、獄

[illegible]加賀[illegible]と事[illegible]、才一時[illegible]より
[illegible]迄[illegible]暑[illegible]雨降り霧[illegible]の勢湯
[illegible]を[illegible]し十二時[illegible]睡眠を[illegible]

二十六日

雨高暑[illegible]一[illegible]夢加[illegible]、九時車を[illegible]
[illegible]出[illegible]郵[illegible][illegible]を[illegible]、[illegible]
[illegible]家務を[illegible]高持[illegible]
[illegible]中の[illegible]、[illegible]雄[illegible]、岸
[illegible]、[illegible]次
畑[illegible]大[illegible]井[illegible]二[illegible]郵[illegible]を[illegible]

[illegible]大[illegible]英[illegible]食[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]迄[illegible]
[illegible]又[illegible]
[illegible]高[illegible]一[illegible]車の
[illegible]迄[illegible]の[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]

二十七日

[illegible]、[illegible]と[illegible]電車[illegible]
[illegible]湯[illegible]

大臣等と談話を終りて後に
時義会に入る、博文先に帰京
流、

二十八日

晴、朝早く出発し[illegible]
中軍隊を[illegible]
山に教練す十時頃
上旬校[illegible]
[illegible]
[illegible]を[illegible]、稲葉の[illegible]

朝中の[illegible]
二時に教練の終りたる十時頃
帰宅を[illegible]、風雨場の[illegible]
教練[illegible]
と到る事数を[illegible]、[illegible]
成[illegible]
又し如[illegible]
[illegible]物有の如を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

山東池袋を今
日終日晩食を喫する
と和尚と二人こゝにくらすてゐもこ
とゝ

廿九日

晴、山田氏往村宗八同道の上
高田文二郎来る、酒肴を取きメメ
改鑄しるを坂部源吉、高田刻宮
誤まりあるを見しとる伝ゞ
牧高谷ちを伝のて機械を見て、

多刻もあるの訳と利る長井氏
宅中九月ゝ高帝大学の二形
ゝゝ行くすまを清しゝ百度
つゝおうゝあるゝ日人三十名
来会

三十日

晴、早朝旅宿江出石ゝ清蔵の
金三上えとゝ絶妙侍前の
人ゝ如人を持の印ゝ四五の印
成状を異の、日出前文二印を

其後、左藤氏の長子なる人、来
書なるも畑に対する書状を送り、
本日諸関係者と萬尺休業
関係先次年後事務文義を協議
の為、先仕事に付き云々の書を送り
来る、問又伯父に書面の趣味と題
する説話を草し送る旨
可知云々メメ久ん改鑄一個代
金三分二朱を送る、美老に書
を認む、粉雪降
の者到る

三十一日

雨、高田氏に書を送り梅林を訪ず、
知恩寺事務所に改鑄の件を協
議す、午後琴平に参詣
する者多し、当地も祭日
にて賑ふ、宮島氏来宅
し左右に中村原に死に書
を送る、山田貞次郎
遣はす、南道路を加へ

八月

一日

晴。池田氏一行来訪。井上春彦
指数三人来訪。又大阪毎日
記者来訪。この人中国革命
の歴史則義世者花梨言言の俗
言来訪。下林氏井石神の文献
を高き書き、内藤氏言をもて
書きたる所謂「海鶴」の
世界民族部の言葉をもめる事
浙江物世家族の上来の流家の

又まつる午前接客に忙殺せらる
山本利喜雄紀念碑の件に付来客
高橋馬吉氏を訪ふ 巳刻卯の二つき
参る、自転車にて出かけ
の弟分を指出相
四五位流を来書あり 有来る
ゆう

二月

高、前田多義来訪、度々来
まる 高橋雅男氏 能谷吉次
氏、久須美義雄氏 右四人
を伴ひ来る

御休憩所

御休憩所より帰宅する途
の御礼を言ひに、皆来る
の立寄り三書をわたす
御利益社の関係を訪ひ
本宮地四日市氏、亡者
石碑代内を十四日下妹に渡す
午後 沖田の貴重屋に豆腐な
の校歌を編み 高木を訪ひ一
二の貴重を編み、五時もたち
山上の遠久方に文の祝詞の幣帛
を送るべく 七時ストン永松徳一

[illegible]

三日

時、烟山[illegible]侍[illegible]の面の原型を始め[illegible]を以て示し来る、[illegible]義[illegible]を[illegible]、[illegible]記名[illegible]

◎侍義[illegible]懷中[illegible]武[illegible]の八[illegible]を考[illegible]と[illegible]材[illegible]もとも[illegible]

即ち一[illegible]能[illegible]論し[illegible]

[illegible]八一[illegible]の[illegible]次[illegible]

[illegible]紀[illegible]

[illegible]中[illegible]

◎[illegible]二年[illegible]二科[illegible]二[illegible]

[illegible]、[illegible]

[illegible]、下[illegible]

[illegible]且[illegible]

[illegible]、侍[illegible]

[illegible]

四日

時時、[illegible]朝[illegible]

[illegible]、[illegible]

村[illegible]揮[illegible]

正義川上掃義兵事務、山田清風
先年より京都皇宮御用掛申付、陸
援紀念碑の件并に山本利貞雅
を振候事。如意輪寺男爵総覧
之分吊碑を書す下村正方に
書を授す。手跡女大江事務。
記を経しを頼むなと云とを謹しく
四谷三河屋ニ饗して之くる由異
又宮え寄し書き差し上置
談をなし、兵庫県知事へ一書
寄く如此道卯

五日

如例、早朝より山本利貞雅川へ赴、
事務をなし紀念碑原稿をしたゝめ
提す。南北朝の事跡考証等を試
研究会記の原稿論事務、考究
菊池文書ニ来る。大高井并ニ
書状を差出す。由義及文書石塚
之助ニ電報を出しし所ノ出
書を報す。依頼書類を送る
刊行会用書に細川家より来る分言る播磨

彦谷大人書職員候ましく長官
いそ遣す、杉山栽吉来訪、まみの
診察助膜まで一手奥に向ひて
今般大阪は上京する泊宿に投
し従の事とて來月大阪保北
狐保遊ふ数新会に来る由、杉山
兼に昂保る來訪に兄君見てよ
来る、二等大結送例のごとく
鼓多く不快甚し

廿日

晴、十時過杉崎着下車して天
資を探し先づ石神会社に向ひ文
書を待て旅す、一旦内へ帰り都道
先づきしを東京へ紙すら[illegible]
こゝ数ま、正午内原に振る、本部
振く午飯を取りて、伯[illegible]道日割
等に相原検事出來会を[illegible]
す、余の為府の[illegible]を[illegible]
内務省ら[illegible]、伯檢官と
来る日天京を旅館と[illegible]
定められ[illegible]を[illegible]令し[illegible]の

指図をなす、こは伊勢の国桑名郡石塚村義也
寺島と称せしき五郎石塚村義也と称し豊
こ指す、右義之と称し豊
きくこと五十余年土地高下共に
見分けることを因て西井を掘り
る、掘るべき度井を掘き伯洲
迄し伴う手漕夫ら掘潮し松
崎こ作りの剛寨を修正す

七つ

昔、石塚村の村人も午後四時三者を

東京官製

後の大潮後まで(の後)海を(海を)放
まくるのをあむ(後)掘り海を(海を)石垣を
へる、畑西方へ寄牧をあるる、寄牧
海と度井一海谷を掘をあるる、寄牧
田を新しる後の新しる新開を山
さしむる伴う手漕井を掘る、午
後度井石塚村の旅館こ元つべき
大屋敷こ到る牧を掘合
す、内田三者海の家こ寄牧を
為す石塚村を掘る五郎海手を
新しく掘り松井邸

流と今に伝ふ[illegible]
す、高橋義[illegible]
[illegible]
[illegible]
滅の上[illegible]と法し高橋の支配人
久代[illegible]を[illegible]
行の五十[illegible]
[illegible]と高橋[illegible]
[illegible]
九郎[illegible]
二[illegible]

東京印刷

時[illegible]
焼[illegible]
[illegible]
五[illegible]
午[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

を雲霧の内に隠せしこと有りし
ふるの家主人を沢無右衛門と
申す所にて少記事に関
し内意等の事に忠を尽すこと人
之を流す、義を為す中略、問もなく
中略平清盛も西国くの為事を
行く一三日を流しもゆる、不在中
今度へ一大事新たに井三元る上
姫君、京大夫を
十日為替芳市為替送す
前の作り事にこそ

乱るゝに関東乱　宇都宮と合戦の仕
末を聞し召す両国をゆるされ
其事を守るへき及ばさるゝ者の五
郎の一流を以て国府の高橋義
貞を召され十一月二日杉木弘と共
に其国へ向け罷下り二月二日
国府の公代を置き五十
公の土地は又返し其儀を
少く未決、後の其儀に雷
ともに其之をも其者
五七文に其頃、此高橋

に合して大泥伯耆細川に付ての
振源を与し其所に於て其
家らを其雷あるも中興乱
の立手を取られ其者ある事に関
す、真の将柱にて其状を出
其総其大雨降る

十日

雨は晴、今朝迎えて関東の左伊
豆高国守の長く其状を見るに下、其京
其日比国英雄其者を出すに西

条毋等つくも者を[illegible]
ぬ物りとし[illegible]て、板木上国と国
伊伯の芸田国の休憩所に
つへき場不拾分のみめ清水谷の
高清水寺を[illegible]寺をもる所
勢高しと云こなりす終こ三の
丸清れ墨の記の山郎をもる入
口牲逢さんとも生ぬとを見つ
云こなり昭々こ〻と宝石十
一の流車さも天王と宮原を
訪ふて伯旅をこゝ定めゝ

東京原製

るなり云へ〻敷
到ぬを拾分し市場次なりと
今し云へと世こ乗原と赴き宮
原の高山と到る乃ち伯耆国
也所名丹金宮原の里の堤の刻
宮源氏の[illegible]を見る云へ清
して歌仙云へ例金
内を限さ拾
芳の武こ拾
の流なるて云へ世こ流石と
拾し云へ家こうくう金さ芸国と

[illegible]、二年前の校[illegible]中[illegible]、世話
すべき事業[illegible]の件[illegible]電
報、[illegible]は[illegible]印[illegible]兵
衛を[illegible]、久代[illegible]五十公
野土地[illegible]の結果を[illegible]
報ず、[illegible]
也[illegible]秋土田[illegible]
と[illegible]し[illegible]行[illegible]

十一日

晴、時に雨[illegible]紅[illegible]を渡

川[illegible]の心[illegible]
[illegible]
[illegible]
土田[illegible]
[illegible]
行[illegible]書[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

のよし才を訪す、夫より直に帰宅し
仰車を促して二里許ケ瀬
三条公へ義議を話して長ゐ
寄稿々の段取を為し候
夜を以て六時より去る、七時前に
着直に伊東氏の館に到る
桜井氏の宿所へ仰耳候て其
旅行を為すへ、高橋氏の
桜井氏の事を示して中御門
彼より来る、坂口氏
と談し事に割し帰宅

を以て十一字就寝

十二日

晴、早朝中御門亭に至り依頼の為来る
御出立一件に付議論有之、宮内卿
木戸を訪ふ件に関し依拠
中御門久衛迄参上一件に付書状を
差出し大隈参議へ往き
来兼を訪ひて物を贈る吉井
生延に参りて吉井友実典を
中御門邸に往き本野健蔵を

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]、[illegible]寺中[illegible]の書状[illegible]
十通を拾ひ、左[illegible]表裏紙一[illegible]
[illegible]者を[illegible]、左京大夫[illegible]
[illegible]、左[illegible]の[illegible]集[illegible]
[illegible]の書[illegible]拾ひ、[illegible]家人[illegible]、東京大
[illegible]早[illegible][illegible]井[illegible]
[illegible]、増田義[illegible]抵掌を[illegible]
[illegible]、[illegible]駿河[illegible]義[illegible]
[illegible]生[illegible]、左京[illegible]
[illegible]、[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]

起きて、午[illegible]を[illegible]
四分

十四日

晴、往[illegible]八[illegible]
[illegible]二三[illegible]を[illegible]、江[illegible]
[illegible]、[illegible]
午後[illegible]木を[illegible]
[illegible]の[illegible]
本[illegible]、[illegible]、[illegible]
八[illegible]、[illegible]
[illegible]

別し他と異なるべき所なきことなす
事に余計なるを以て余の
驚異部を
注意を要するを以て他と
異なるも同じ其の中に
す、江部落の人吐京市内
校の今計高橋紀名氏し給
を高らしむる、

十五日

晴、能村茶屋二丁場番二交る事

三月十日石碑を建立し給ひを
以て負担く新聞紙に
万国手形を動かす
交る切り移動十月十三日
也、長尾の長社に別り一二の名佛越
の後地也、毒移地一人者とする
也、者の事態を謝す、石田書
義平国寺移転す、高家へ
寺社を移るる故の例の件
付左国府使大隈氏先寺状を
出し四長を求む、

十二日

晴、高橋氏ニ会ス、東京ニ出ル旅費ヲ作ル事ヲ引受ケシメラル、件ニ付テハ、明治亮ハ大阪ニ行キ、朝鮮問題ヲ解ラ来ル筈ナレモ、朝鮮問題ハ解ラ、税ハ山本利兵衛ニ依テ来ル筈ナリ、山本ト紀念祭ノ事ニ付相談ス、石塚ニ上京来ル筈ナルヲ知ラス、元リ帰ル、知上ヲ通ジテ帰ル、山崎ヨリ来ル書ノ件ニ付ウンノヲ人ヲ元ル

東京原製

来ル、ヲ待ツ、ヲ待ツ、三年ニ成ル、山崎ヨリ来ル書ハ、知上ヲ通ジテ、国方ハ大阪ニ出ル、西口割ニ関シテ、書ヲ送ル、明治亮ハ、ヲ待ツ、割ニ付来ル書アリ、

十七日

晴、日曜、小林ヨリ来ル、書ヲ出ス、考ヲ、眼前ノ日ヲ、高ス、十時後会ス、午後ハ、石塚ニ、江

部屋夫来る、石炭酒造に宮
ものを揚る、晩餐を供する内
へる、新屋敷に出来上手の職人
業をニ人来る、大きな弗ニ
吉と揚る、赤塚の酒を処
る、後に仁一郎に書を認め
出湯から十五日の事仕の終を
別る

十日

朝雨あり、空模様悪敷、

す、六月廿五日、事務所に出張のため
を出る、高崎まで書を出す、宿屋より
り書をもらひ、宿屋に印をもらひ、
酒しかし、酒を買ひ、
る、帰りは江坐石
越を経て来る、中ほど
こを取る、十四日、事務、
外出、高木を経の義を来る、英也
を経の石造をうる、河村清雄
こ書状を書く、三才石碑代二十
四の内ほし歌前の内ほし歌又小歌

下来、酒酒、大島広業三二書を出
す、

念の

号、大沼湖を訪ひ北城湖畔の日
割を見物す、終て殺伐と市
山町を伺の北海道に付打合せの
校友会を見る日割を見る、二
三の事を思し十二時過ぎ英也と
会す、伺書校校を五岸に会す
事件を伺書を見る、石に付直と

発出とまし又高橋と啓吉を新
送す、右は中山崎直三郎物を
始め、内田三郎物をも其書ありし、
枝又奥田雲龍物を始めとする
伯爵物の方内藤久寛物も其書
ありと答へ、

会一の

墨冷、房田卓を始め
石塚重平氏也仲西重其
氏、吉村真夫等青塚を書

東京博文堂製

ありと答へ、
かかる事不穏書簡を
始めとする平山省三郎、
田雲龍等数通、
計り、高橋義信等も其書
ありし、
始め二度の
始末書、
出した日割を
り高田方へ
会出版直ち
渡せり、

なる旨伝達する、
始めとする平山省三郎、奥
田雲龍等数通、吉村俊二郎の
義信等も其書
ありし、
始末書、
出した日割を
り高田方へ
会出版印刷
渡せり、伯爵

りの剣を上面と長永次を
書授をも、餘程参典入悔
状をめ申す

念二

此節を改面をも繁年注長を
切をを山高家を仕方来者を
真を紙を書を、内者を伯相
紙を元を方来者を、方乃相
方易申く伯の剣を書しお
二郎吉新を書を、丈面年

連書を方を羅原紙
破印八顆を高を連を此年七
来の分を十二顆を方、相
新二来り与的日を海ハ
山内家の城城を方を、高を
を井上義花旋事の足を
を高を来を、今中八一
を白入を吉状を、午後二的麻
布南藝文家を初面丈面
海を山井貫一等を今を秋要
方を於を四方餘限今大会

の体を根源す、陸奥立藩之家
家(ノ)[illegible]家二通の書状別紙
中略 [illegible]之[illegible]事書
[illegible]山本利五郎[illegible]
[illegible]

廿三日

晴、高家[illegible]沢[illegible]書[illegible]
す、其[illegible]、[illegible]
[illegible]
[illegible]上京[illegible]
[illegible]
[illegible]松井
[illegible]

を招き教諭の[illegible]家字を[illegible]ことを
命ず、七條[illegible]
と高[illegible]
[illegible]
[illegible]を[illegible]
高村真夫[illegible]書あるも、午後
[illegible]
高[illegible]
江[illegible]
[illegible]

小田切

而は此、文明開化の風潮、年新の意志をあらわし、遂に旅客の心を感動せんとする事、高井上来るに、高橋氏の意を異にする者を異にする者、田代氏の説を賛成し、田代氏の説を賛成し、こゝに小田切氏は、赤松紙一組を文二部宛、汐年新を世に出すとなる、

廿五日

雲、冷、東北東来、汐印を来、書あり、玉紙井氏より函流と書を送り、又家の書を送り、三号出版印を送り、烟草を送り、銀を送り、休憩、郵便井、伯氏、寄来、汐井上書、義来る、支配人を紹介、支配人

[illegible]

廿二日

雨、[illegible]

[illegible]

[illegible]

此物年暮れ年の内に
[illegible]
[illegible]池水流源九郎殿
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]義経と書を
[illegible]
[illegible]親宮の路心事を
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

井筒

時代、朝倉義景大橋新左衛門を使者として出陣印圓寺明敎を十數年以前の頃出陣印圓寺明敎を十數年以前の頃義景を招き宴を張り酒を試みんとする也大橋の流を汲む酒宮小入江甲一と称し体を離し又伯北面の体なれども家に寺崎元重長男平治郎紀之助入婿の体なれども事務執り人の世話を仕る十四歳二十分の流

うち錦なる地に十二月二十分三橋と称す、六越の数十年前北地と称し数の折りの数第十大体新宮方を巡り巡し終に海流を出しもうくる十年前と較べ人今無第一を加へ海岸の浴室にて嘗て賜ひし酒を飲みて数巳の修業をなさんとする時恭と香酒を下賜なる麦酒を瓶に詰めるものなり、酒後数年十年前の味人の味に到る北面に

電車停留所設さん旅行
茶屋を出発
ゆす釈三橋に向ふ

廿九日

朝前後濃霧
電車を乗り
片瀬に出る、給仕の
渡船破損さんとす
して降る一茶亭の風光
元も住まる不二越ひ浮を納れて

東京印刷

をくるまとなりまして天め
屋を移の屋の分ず橋をとる前
れて入るを得ずとなる
るを出発し一方
る降雨と新
前のみし十二時
義を高尾に
どをしるし

了

三十日

明治八年の論争を見るに十月の紙幣寄書に上海の
寄書に八月の寄書に上海の
寄書を見るに寄書に仁川の寄書
久意寄書を見るに内務省杉井
上申に郵書を見るに限られし
件に関する四月花房公使
書面上の寄書を見るに杉井氏
紙幣付後二月も不書のもしあるを
発する事

三十一日

東京博文堂

昨夕風雨強し、寄書二通の書
到る、近衛中将の寄書上の
紙幣寄書を交換する事を
了、紙幣付後二月を経て十月
義会の事に行く、拙宅を訪
きたる紙幣の事を談
了、四時、不生中義に英訳
書訳、英の寄訳
交等の書を接
を交換する、紙幣付後
到る、二月十日の寄書
十月前のうちを

の天長節也

○九月

一日

二百十日 松平西丸ヨリ 中将様
書ヲ以テ大潮様ヘ
ヲ以テ三田村左右ヲ
ヲ以テ京都大工
ヲ以テ 并ニ吉
村出ヲ図書印ヲ彫ル

東京帝国大学

状ヲ以テ 増田義一郎ヲ高田藩
ヲ以テ 京村左右衛門
ヲ以テ金子貞八
リ高村ヲ 清水清の新面ヲ彫ル
大ル井并ニ大潮様一ツ
狩野探幽ヲ
迄又ヲ 関屋政次ヲ
ヲ以テ 校訂典 光俊ヲ
ヲ以テ 板海
貞三ヲ 山崎
高長ヲ人

のち、江戸に出し来たりしも、通書
大目録の面々も

二〇

西宮[illegible]、[illegible]正[illegible]来る、西花房[illegible]
[illegible]衣[illegible]チョウキ、シャツの[illegible]を為
[illegible]を[illegible]、[illegible]を[illegible]
井に誠一郎、[illegible]、[illegible]
準備を為す、因[illegible]
を捨て、[illegible]
[illegible]

又順[illegible]
[illegible]（七月[illegible]）[illegible]
[illegible]、不[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]

三〇

[illegible]、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

、城跡濠跡は、田代氏
仮屋敷、今の役所、
番所等の跡、
[illegible]
[illegible]
[illegible]
と三井郡の[illegible]
[illegible]
[illegible]

らも来書有り、宇山氏に関し
田村旅宿と称する、高橋三郎の
来書有り、岡倉氏三の試験
る、晩方高田氏来訪、彩来
面あり、作治、伯を迎てる件と
件田地賃貸借時北方来訪

[illegible]
時、冷雨、[illegible]来る、紀氏松
の稿を続のよりつを清書する、三日
忌に付面会を謝する、竹中

[illegible]代こゝろと新著の
書物なる、又石城三中の書列る
明治と合す、三四日
今定三月末、三四日
晩の貴葉紙と清書、高木明
あるべうべる、

二日
時、新潟の移住中流久須美左馬
事故、菊尾来訪、出船迄送
[illegible]

明治盛廣井上二書状を贈る、
陸奥山形利元雅二紀念祠の
祠をなす、余後ること廣盛会計
をなすこと或集二関する通信を
物を送る、紀州熊野の事を関
し沢浪武天の事書をし廣
井一ならざるの人書状到る、内藤
矢吉書状を贈る、三吹長
矢吉のこと共の富士高し
書畫幅掛軸の事書を乃
ち、主人の人をして作り
事日を記のこの他直接の仕次
を知らず、義井他沢味吹沢入大名
位の先祖の事書を如三先ら
事書をし寺時元主息子の中
一部入るの他
祠を乃ち事沢直接、

七日

三田久(校友佐藤三田進先息
)の所の書状を乃ち事沢北人長

東京精版製

[illegible]

[illegible]

[illegible]

り（三百四）四月（三百四）年五月幼沼
うが家四月三日を以て
山家陣中より石塔寺門の
仏像を求めしも方丈堂七尊の
三尊を例とし仏師印
堂前文集に拾遺き印師印
成る、去四年頃を以て高田開
府に関する史籍をやぶきしうく
高田の浦信に拾遺の
めるる時来の
ものも重報をう況
また来書あり

東樣原製

元の
時、別項小津隆一様六七七月川橋
平右馬等文書、多数中の
機武具に関する古板屋形四五通
文案、十四ヶ条に於て内表し
書報に接する古文、大名井并
三条家浜名家に紙数屋を西
くに引続き
敬せらる、印師
意をめる、杉山流伝する。

十の

時を経ては北陸路なりこと上
つ日也五時半家を出つ、一ちゃの茶
をすゝめる所にて休むきし
るもの多し断こと雨つきあるを推し
車夫をつけ上野
しこと思ふ事なんとまた刹那過く
車夫に指さい一行伯父の宿
田和民外数名打連れ上野
海道芋二十人倒るゝ一車を借
切る五時過そろく高田と高田

漸やく晴すの雨の早稲田ちかの刈後の苗代田後の花菖蒲の花高麗馬
そうそう市中紀ちもち高田の開
府三百年祭今初日市中の
賑盛人也〻今新聞書ス

十一日

雨ふりくる故日を定ふ伯父高田
校也よりもうす電報ありるちかう
り明上京ス中田田湯を書まる

東京帝国大学

朝早伯父と多賀を見て海浜
ちもも余高田図書館を訪のて
拾遺をあつめ、午後高田小学校
南天神塚碑を伯父と移て明午の支
度をなしもうかう海浜
をあつめ余も又一日と海り別
府の高田史海を訪ひ
のこ留こ宿ひ
陸ひの図書館を訪ひ終て伯と
伯の五十二の祝海を訪ひ
刻ちも上「紙」を海浜ちもも
刻ちも上「紙」を帰京と方度う

無数の[illegible]あるも、四方の[illegible]を
為す、清涼場と称して[illegible]の遺
墨屋敷を見る

十二日

晴、今朝[illegible]し十一時長崎
停車場の真上[illegible]
[illegible]の清涼場[illegible]
[illegible]仰[illegible]
大[illegible]と称し金[illegible]
[illegible]長[illegible]十[illegible]
[illegible]の[illegible]を今し

東京帝國大學

清涼場[illegible]世前北城[illegible]城と三
[illegible]と花[illegible]と[illegible]間[illegible]
[illegible]三の世[illegible]師の[illegible]の[illegible]に於て
清流[illegible]三の[illegible]に於て
公園と称する海涼場[illegible]
[illegible]又[illegible]今[illegible]
無[illegible]大湯[illegible]金[illegible]
[illegible]書[illegible]
[illegible]於て[illegible]
[illegible]
[illegible]の校[illegible]
[illegible]の[illegible]井[illegible]次[illegible]

海二於ル所、其中の掛茶屋等
幾と多き諸日しも伊の口程を場
宜す、茶屋に入るも表面を
くるゝ、多数の例を重ねを眺眺前
も用ゐ、

十三日

雨降り時々霧の降て晴る坂上
ハ多の我と三高の一行
り講演をもひ伊と伊の修学
旅と者又我々の一行

東京博文堂

の講演をも乃ち躍と為す
か我生徒の中の有力
伊の講演を求むるひらがうつて
ハ一行の講演あるも又生徒
ニ於ても力を我生徒の講演
をも多く十二日過ぎ
者、停車場ニ於て六名の生徒
整列又伊の講演をもとめ
講演あるもの何れ和歌山の上
高等師範と福井の高
会あるもの伊の講演あるも伊

つて中学校の西天体気象に海
清学校の伯父人の人々を悦ばす
ひ、婦人を閑にし喜び更悦ぶに生
じ余奉走も備ふる家まること
なりしつて第一層
無劇を終り伯父
八先考天を家の家に行くことを決
利とし余四月
初旬先妻をも行く約
束する事なり余家に杉本特
施をつとめ、第弱の準備も尽
始まる伯父の場合

を始し得ざる
其後十二時過ぎ病
き、北枕人し移ること家に族一
同に告げ、又湯更に人と等外れ
仏を祭を閑海を、伯父の番湯十
四こ及び琴唄る

十四日

晴、平朝市岡邸に移る家族一同と
共に伯父の病状を聞く、八時六五
駕を出す、三人乗馬見送る
所多数見送

東京帝國大學

十二日 寒し

清左衛門と共に、京の朝倉井忠左衛門を訪ひ、伯父と小栗上総介殿の家人の遠藤庸右衛門と、新宮の家の事情を語り、左の書を伯父に渡せり。

八月三日 三郎生徒に講演

（今坊の記事抜）十四日今坊に
移る郡市聯合会、参会者五人
内人会当年会費金（内
の記事抜）と協議の、正午行形式に
伯爵姉崎博士二三の挨拶等午
後一時吉井の高等後
三時より改良せる海苔あり知
事の発会市の勧告
と演説あり、参観
仕まる会の参会者十二

内寝と記く、郡役所前の用品を整
理し事務を整理する

十二日

午前四時起床（抜方）
の内の清掃と整
装し設備す
（抜方）和めて乗
西蒲原三郡郡
長駅に着まるの人員
会場駅のみき二十一回郡山
伯ポプラのトつオームに海苔を試

ある事七田の方へ行き[illegible]ぶ[illegible]田橋
を渡て高家の家の[illegible]越後井坂市と
云て十二町程梅崎と云有り、欽
明天皇の陵也、天竜院庵に投す
る事十里ばかり杉て海岸あり
引つゝき町行寺と又一庵慈泉
と云する海岸あり[illegible]
梅の[illegible]
[illegible]口西山驛に下車しばらの[illegible]
井と沖田を記る所[illegible]
り一式[illegible]井也、梅崎[illegible]

東京博文館

西山市と町[illegible]の行也[illegible]
[illegible]電信を交換し僅に[illegible]
湯の[illegible]法を[illegible]
[illegible]きを[illegible]

十七の

平田驛西[illegible]
[illegible]投宿西田源次郎方[illegible]
[illegible]の支[illegible]
[illegible]を雪[illegible]
[illegible]

橋を渡し船の賃人二人と五
銭流れあるも、終に停車場に
当る駅生徒と一橋の流れあるも九
分方牛分谷橋掛りを、地図の
方を志多数を直江津に送る、
直江津駅に於て又古年国に
為する一橋の流れあるも北地を
見送人皆去る、廣井一宿り一
行と分れ汽車の直高
線金の加を乗る駅名也高
勝ゆるも多数の出迎人各駅より

乗車し庄橋に皇子ヶ原に加賀
ヶ瀬小葉加しも中ヶ原の可愛更
間駅を去る、小竹間を金
給仕を拾い、流れ中間
二分の魚津に着、北地田村雄吾
寺ヶ衛に泊る
七時に流れこ
伯父母を花を
乗七ヶ寺を伺
也寺の寺に浦
浦浜中、金を
浦浜中、金を
浦浜中、金を

を現ずるつもりん備とする所
なる諸説又流布し殺し殺
るべき高山に着、鈴を盛る也
高山市ヶ谷と殺す、同所と殺
をつかく今まで殺の殺
保をもてるべきと
殺の為をのきさを書くべし
十二月就寝、前殺の
為者

十四

東京博覧会

高山陣屋、此所、七月四日起床伯父
殿と隨伴して東山岩淵に赴く時
間変更のあり此所行く能うし
うのなると遠い行る也汽車まもの
万都会なるしうの人生もの
多き、此地の高山豪米田元次中方
と云ふ、此地加賀の山銀元
郎後木の四しと高山
西元の義と高山
うの米田と加賀藩井伯
の大地也高山市に校と伯の海道

あり終りて更に他也立ちて出る
を迎送し奥に貫き玄関に立て
業の和尚(を)と云へる者と
動きて伯の演説あり、十一時西
教会堂に於て後援会に出席
会あり之れも伯の演説あり
引続きて浦賀の東部演説後援
会の主意を会員に中谷
に於て教育会の講演会
あり夜に入て東部演説に於て一般会衆
に動きて講演会あり、午前九時

会衆甚だ充ち入る能はざるに
千人程内外を以て満て来る伯の車
通行する能はず伯群衆の為に入
る能はざる失敗を悔ひ直
上に一場を設け衆満足せしめ
す、夕刻より教会堂に及
民勧(の)会演説あり来る者
盛会にて、午後に高上坂あり仏木
滝一説を雪あり余は翌朝早発
伯の代見を為す事に決す

十九日

時に午前七時伏木の
港を発し高岡停車場
に着し人力車にて
高岡を出発し高岡に
下車し中食
車を飛ばし伏木港に到る同
町の有志出迎
乗り港内を巡覧し、公会堂
に休憩す、自治制と関する
文書の説明あり夜半の頃に

東京博文堂

代り伏木の
高岡停車場
に着する二人同
乗し高岡に
下車し中食
伏木港に到る同
町の有志出迎
乗り港内を巡覧し、公会堂
に休憩す、自治制と関する
文書の説明あり夜半の頃に

一覧し直ちに帰き伯の
高岡市に移り清流亭
に宿す高岡市は新
設所移転を会議
し高岡停車場
を高岡に移転
を高岡に移す市長の
市ともに午後
午後五時六分高岡
二十五分金沢に着す、車中欠
也人と應接し、手紙を書

後寺町大字[illegible]に投宿、亭山
の見晴らしよく流れ西家に
主人の恩を謝す、翌日直ち
に香山（或は卯辰山と云ふ）の
登高に向ふ、市中を
横断し二十五六町行く北の
地所自然の山形をなす風
景自他ともに絶の清流
あり人家数十戸
拓めて幾年か未だ
出来ざる仙台の早深沼

東京博文館製

[illegible]に食す和の
[illegible]る美石の善
[illegible]大市也風俗
西家に酷似す、[illegible]酒うまく
又早く寝に就く旅行中の極
楽也

二十日

[illegible]尾山神社を巻
[illegible]し硬質[illegible]
[illegible]

りの枝に留まる一羽の白の海鳥
を見て軍隊を組織して他の敵
兵隊を見る日の城を見の高高に
を市街を敵の
海のを共の墨を
四家に招うん公
午後の餐を
列今の餐を
十二時廿四分の故に物を
冬枝廿子の集に
海あるに

東京原製

なりて一般公衆に動し他の一羽の
海鳥を捕らえ一羽の故
海鳥に倣ひ捕獲
に帰り本を携へ
国史書の名海
後ア十四を
書見す十一時寝に
就く

廿一日

西高、氏内高
於て金の典
駐蹄神田神

四式を著くまゝ伯くまゝ赤文の祝
電を発す、乃ち紀伯京等系し
十六の二個所と海浜をみる、や
その海浜寸金を並べたるものを
見めぐりたるものを起
浦しの所に行書を教ひ十二
時半金子を出す、人山の
如し午後二時松に下車
し群集の歓迎に接し伯の海浜
あるものと力を戮力歓迎会
あり三時二十九分日松を去り五

時半新井に入り名所と称する
新市街を過ぎ横山と称する民の歓迎
会あり此処にて紀伯京等
上一橋の海浜を見る伯京
も校舎と時の海浜なるものの
十時寝る所を祝し

廿二日

快晴、今日新市を発列会に列り列名
を送る、又横山と紀会横浜を
発す、九時過ぎ十時過ぎ十分に松伯

の海法ちゝ終りて松平候寺御
拝殿しる地むき接屋地の仮か
枝神社を参拝す松平候祖先の
霊也十時半ちゝ中人後接会場
こゝ仏の一時ちゝ海法あ
り加賀屋まゝ移る十一時ちゝ
候寺の御邸義法師に招ま
午前の御法を受ちゝ二る年前の
連歌ちゝ泉ん戎若の仮味接
ちゝ仏ちゝ移る家の庭園こ休
る試書所し作る一日の記念撮

東京築地製

影ちゝ三時ちゝ仏の立
等あ茶ち我こ移る海法ちゝ
八つき帰ま庭こ仏の海法
あも、えちゝ北陸巡回の海法
四時ちゝ進行ちゝ多数ちゝを
税すし、仏十二の百の海法長経係
ちゝ七十二両の支きを
まちるの義務者こ高七俗
十分福井をもし九時来京こ着
ちゝ海長後：移ち一睡

廿二日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

東京帝國大學
東洋文化研究所

貴の懐舊話を載せんとす仙輪
寺其子乃ち紀伊海浜を巡
視せしに井上誠一郎を召し紀
伊の俗を問ひ其の俗の
来る所、蓋し創
始を知らず、年
後水戸藩主を
大洪水に遭ひ、面し式典に引つゞく
伯邸機関図を今の俗世を
規讓す、式典準拠に拠る
多刻伯邸、公又面直次第
立法、引くつゞき先ずしも
ず

廿七日

雨、高家吉田状を送る、又四郎
兄六月廿六日に関する、上総紀
村小八郎宛弘、伯正紀
り、野尾伯邸、伯正紀
也の約束手形
間也十時より
北陸地方より新潟の方
南方より也物通の書状をもて

前略し候。外に[illegible]の[illegible]に電報
を[illegible]する[illegible]を送る。電報
送る事電報あり。松井氏
山後二印[illegible]松田氏印[illegible]横
あり。太田[illegible]二印に書を投ず。又
[illegible]郵便[illegible]書を異す。

廿八日

晴。稲葉君山川村清雅、去四日
迄大石氏同胡井素寒来訪
富山の田村惟男、石川の横山後二

郵便書を投ず。旅出江尾石恩の
訃に接す。午前美雄に会す。[illegible]
[illegible]郵便[illegible]。石原[illegible]
一冊を贈る。[illegible]
七時帰宅を終る。

廿九日

晴。曇。[illegible]
[illegible]。旅出江尾氏[illegible]
[illegible]を贈る。[illegible]

授す、川合直流なりし、
往村宗八山崎金左衛門、山田清兵
衛男寿平、午後登校す、
元治元年、元永流なり、
松井郁流、
なる会社の会を開く、大山為
三郎なり、同寺の弟子、
まる市蔵を弟子とす、二味武一身上の
件、本流日当之二中、
三十の

時、土佐藩士、北海道の活を市場
ましい中なる強義の我物也、奥
坂沼なる南京の徒の世を嫌ふ、板
本鉄蔵が賀茂の
迷ひまる、元年登校寺弟子
さ、その指を仰ぎ
とを数ひるに指
本を切りて荒平
先こ吸ふを荒平
の撰文、
敬する協議を

十月

一日

晴、四条畷大字井ノ浦ノ人夫一名
車沢菊尾ノ[illegible]あげ方の印造を
始め、大西[illegible]ら印ノ吉を持す、正午
終了、大西[illegible]ら印ノ吉を持す、正午
発足す、[illegible]引つ
きゝの[illegible]記事を
[illegible]北陸[illegible]を

東京東橋商製

口授筆記せしむ、畑正吉を[illegible]
す、

二、

曇、高村真夫[illegible]本[illegible]
長井上義[illegible]永井集牧[illegible]
印交々来訪、正午時分過ぎ
[illegible]流し発[illegible]
式典挙行[illegible]件を協議す、田
村惟男日本郵[illegible]
あり、大工[illegible]来訪、大西[illegible]

こゝらし来吉あるも終始

三の

而内あるを見て、畑正さんを金
発起早大紀念メダルを贈られ、重田
氏を通じて、ある人に贈り、田中
来り見て、大石氏、西村六平
を同伴して、来訪せられ、
を来宮出中品
を贈り、
十四時帰宅、直ち時社に行く事

東京帝国大学
東洋文化研究所

者あり、登校せ[illegible]を見る、十二来客
破られる所の人を活者とあり
ちを作り、淋[illegible]をしまる畑忠
丈二寸を見て、内田三有ごと
来牧ちも、京来方を[illegible]一
二の[illegible]を[illegible]月[illegible]
して[illegible]、[illegible]
第一[illegible]を[illegible]
られ紀念[illegible]を[illegible]

四の

時、風、六合清し。ものすごく荒
千の海面をとゞろかせて、高く高く
り寄せては、響き渡る波の音と、
畑の中に、こゝかしこ、
投ずる、廣田の寺も、柳浦の寺も、
焼け、久須美、
四文字、
る、こゝかしこ、
仏壇、内義、
ちしむるさ、
彼書を、

切年方面面ニテ新田開発ヲ
ク南部ヲ之者ニ徳川侯ヲ治
海道ニ方治ニ特ケル因事設ケ
主ノ事ヲ之ヲ為シ十二ヶ所也

二ノ

墨俣、新谷石垣例別ニ之ヲ特ヲ
き因事新治列ノ振波ヲ之ヲ
前所ニ之ヲ松ル事ヲ書
尾ク柳瀬ノ之ヲ振波
ヲ松ル事ヲ方面ニ書ヲ

東京帝國大學

方波ヲ松ル、之ヲ其ヲ
主ノ之ヲ振波ヲ之ヲ
其夫ル事ヲ金ノ事ヲ
二ノ方波ニ海ル、四坂ヤカン八ノ
ノ前ニ書ヲ其ノ事也、
又之ヲ九ノ方波上魚ノ方ニ
之ヲ振ル新印ノ事ヲ
海面ノ新山ヲ井ヲ振ヲ
波出波ノ之ヲ
ノ事ヲ之ヲ振波ヲ

[illegible]、刀剣[illegible]
[illegible]寺[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]、[illegible]
[illegible]
[illegible]

仲子事法の法印創今私の主
殺害に臨み自分の事務
を処分し、久利と生涯印絵機
を夫と法元に引渡し法印を辞
絵職を辞を不可とする

九月

法井に減一つん八幡印敢り来し
お年法安田善吉り株こ
付事る 第尾ともナマコの発生
を絵の、同書紀元のため

東京都立中央図書館

今日 和を解えんとする方今日
ら慈稚園に遊ひ〇この是の
也、八幡宮を出て十森文七を訪ひ
新聞の広告法の和書古本
同時其の事務の保管を早
大紀会合に同書類に海外見
ことを求め其時論を為岩
気平を見て十四郎し来和
四郎を新紙に広告する 設定
前川に午後を一時発表
事務を見る、夫又今日

俗を言すのまゝ書き三四
日ならず面目を改めるべし
実に代表的の書と推す

十の

時に冷、薄曇る、霧雨降る
国書録に移る六番七を印ひ
海世海浦列の形会を為す、引
つゝきて録を見、[illegible]村
のカンウアスの例を[illegible]
二時間録する事能不能堪き

東京帝国大学

メ刻帰書、高家を伏高
り六日に移る四郎：高家一
殺を殺す、高[illegible]
る、移え路
瑞路（五）に出
ます。

十一の

晴天、出発所を都陸を感じる
高[illegible]
[illegible]起き海面の書状を視め左

[illegible]

[illegible]

[illegible]

その場合に付き一言を言う、必ず義
金を行きさるべき渋を以て此結約
を作り、物産の品を河原に
銀しこうる、赤文七らも十万者の
りし

十三の

時、多数の赤文七方、者数の時の
方法を後世作り目的結言の変
者をす、和番者を者と者を投ず、之の
ゆえに目者銀会印を京に

東京樣原製

来り見る、立義、者を投
して河村法雄の神縁を請使
す、菊池治郎を大湖治の
紀念祭を開かんとする上表
紀式典に関する重要文書の文
書上に付根源を
ら物を見る為に
明の手紙切り
一月本り紀念祭アルハ義二十
郎者成る、与法税を納む
自分子の税品義今法税

昨日午後也
家内一同出発
井口誠一郎八山の供奉者流
又

十四日
曇、寒冷、烟正吉切に一命乞
度申出る婚姻を願ふ故
三井家の成田直矢を書状に
添て
其子の機の意味を
山田と大久保の同意也 お見せる
こと二十名 午後 杉山

我を左耳に接吻を
い山田氏と日新の供奉者国
孫蔵と外数名
不在、義兵
市尾に指図
山田、下村四郎
代りに其位置
七の絵時に
あ市田村
米書

指す

又 淺倉 紀州の者

終日降雨、和尚家族ノ者ニ指揮
三井寺線長ノ高所金を徴
する件、早朝千吉命ヲ下ス二番
川ノ方ヲ張ル、指揮ノ中、指揮
陸軍ノ中指揮ノ
路ヲ、高村ニ赴キ夫
人ノ神棚ヲ移
スヲ始ム是日
ヲ以テ終ル 佐野
ノ如シ 桂公森氏ノ通知アル
者ヲ危ス 小生ニ故障ヲ起ス

東京原製

和尚、夕刻ニ又降る、井上侯
命ヲ受ケ、ヲ高ニ赴ク 高木氏
ヲ訪ヒ、ヲ婚ヒ 琴板事務ヲ
ヲ夕刻二時ヲ過ク 長文ヲ三井ノ
方ヲ金千円ヲ所金ヲ
ヲ以テ又ヲ渡ス、ヲ夜祝
典準備ノ相談ヲ為ス、国書
ニ於テ海外ノ陸列ヲ試ム、
明日ニ引ツヾキ
ヲ行ヒ 高島氏ヲ訪ス 立

人の吉凶に接して性魂を殺ること
ごとき者なりしのみならず此の如く
無辜の人を殺すの罪は一体を地下に
失国に陥らしむる生魂を殺す
る

十七日

この日早稲田の武無者の大
切の日なるを制止の為に
義の強のこと忘れくれぬこと

東京府廳

少校迎賓事務を司り高島氏の
事務を分担し大隈氏の
指揮を受け一切の通訳
式場(迎賓館)に於て来賓を
ふ為めに一切の通訳
賓客のテントを三千八
早稲田の学生数名と公
業者まんべん
よって賓客の人物後を新たに
制しる式服を着けるこるの
女職員行列をなして入場喝采

雪の如し、式を終りて初の移
動するや直ちに早く海を大
象港に出ることとなる敵兵
態勢を新続しわれらの守の
ようし世界の大なる地の式
くこと七日にして旅順の新
進まず六日の陸戦となる
罪なき大連湾の陸戦
利なり、いつもの清国人
隊なるも敵兵
花壇を浄化する清国人テント

を張り二千八百を以つて後備
をなすなり、六隊名前忘れ
高崎の為に
も海岸の通り移
こと決し
戦を為す
とし出発八千
移つて出て前面
を移す支隊の周
を成す而して
をなり敵軍
を張り二千八百を以つて後備
をなすなり、六隊名前忘れ
高崎の為に
も海岸の通り移
こと決し
戦を為す
とし出発八千
移つて出て前面
を移す支隊の周
を成す而して
をなり敵軍

りをるし事務を渡り左る
折から河岸なるを終る
宮城前の[illegible]
此二町余
く、列る[illegible]市街の花鉢
鉢を並べ非常に賑ふ場来
す真に快[illegible]
也

十八日

朝、早朝登校
校河村清雅の演

東京積信製

説を拵し四方諸陣列を見
あこ四方に兵を分て四方に
三方寄本の朝大将旗一相変抽
秀頃を繰り城中八方陣一丈
り山の芋を繰る。新松木弘
り校反石山石花寄せる四
繰る。四方陣を上前
て校反の移陣
賀屋ちし此
校反の公
いろ[illegible]
の集況を見ます、内[illegible]

其考ヘラル又拙ナルヲ

十九

漸ク時ノ朝野ノ有志ノ家ニ家塾ヲ設ケ
本年ニ至テ其法ヲ校則ニ考ヘ設ノ法
則ヲ精シ又地ニ科目ノ法ヲ
ヲ巡覧シ学生ノ修ムベキ学科
又上ケシムルヲ為ノ教ヲ授ケ
ヲ施ス此ノ如キ教ヲ授ケ
海内ノ教育施ノ如キ
前ニ述ベタル教育ノ事

東京博文堂

リ二千名ノ学生ヲ教ヒ他ノ教ヨ
リノ如クニシテ四方ノ学生ヲ受
ケ且教ヘ学生ヲ世ニ自働事ヲ
認ム如キ学問ノ
生ノ中ニ
却テ学ニ
七十名ノ学生ヲ
ヲ教ヘラレ学生ヲ、家族ヲ
ヲ二個ヲ諸他ノ者ヲ
城港上運動
説ヲ比ヲ

二十日

時々氣力なきこと甚し。報を聞き書
本を看ること机前に拘束線に過
ぎず。午後散歩のこと。夕刻
ちと今年の蕎麦
を食す（時山十四郎）来る。近文舎
金の殺生禁断の掲示板
枕辺の柿三本の善を感じ文
を作る。夕の「高山樗牛」を読む
結局主義の善を主張する
樗牛を代表し花瓶を挿くらん

東京府立図書館

らむ。大海中に出ず。海波渺々
あるのみ。今年の出帆
況と。ぬすみ刻四方に船影
をみることなく。夕の友人を
ながめる

二十一日

晴。早朝蕎麦を食す。閑雨行の
を切抜し休憩の出来方の四
書紳大学を読む。大海原の
をちかくを過ぐ。亨利を紙作

賀こゝろの事に決す、出版部と
もう一二のうをを高し、第池幹事
を設をなうの全の祝賀会の
謝辞文案をなしたる登録
事務を見る、出席者出席
有志諸氏をして事務
なるの為の開を除の文科并
に政法の陳列を見る、文科出
陳せしものの文芸部分の
責任を出版し政法を滑稽
の統合をなすを以て政法文の法

列とする、其成績は陳
り一枝の風刺を戒む常に考案
なるの才を思ふしめ試験を禁し
ねさるし、又刺を上覧特
許に到る上覧特
はなる祝宴を設ける法の人全
の中枢となる日本の
まる新を祝し高田
領地の成功を祝ひ
奏を全まる和
あるし又記念
品の六月祝あり

今日の賛辞の内原稿の清
説なるも金子氏感を清説
したれば蔵金すべし今日
は金の指と交ふるを事
終るべし其の指の指交五
ニ元来手を取り、金の四人とも
慨えを定とこんこう初
めも也、指文七ともに英文海世
後評論を能る、笑の直説
ともに其方なる

廿二つ

墨書朝春会せきき指木屋を
俱えを定内の指を作り終し
七ての松を指く八の数を陽の
紀念のとも也他に気つを吟八
ぬ点あちらこちらを取る
四月ニ到り去年此下谷
の会を陽に不左
中に坂こうを来る、数百名を
紀念とした金四を始める、
大のとも才ニ
金の勤方を

金七千円を昭和五、瑞龍寺
与える美印諸寺に冊を贈り
此る美印前の通り青崎房業
為に高田のうち色紙浦夫
もの印鑑巡三山のをうきし事

廿三の

時、うの大師浦を所の上後
諸寺田中院一百人位第一、素
師美術文に事有り、如何対供
を考う、出版印も供養を設る用

東京帝国大学

迄印、大変八幡宮に対しても河村侯
願代る二十四位後受し高石氏を
光秀事を見る、四位まで山を
到り高蓋代五十二円拝(土佐
絵又美外古屏絵絵、三十四忠方
古屏代絵類十四桑絵美
蓋代六円)黄色代
七十円拝角、瑞龍寺用共代
の十五円お拝
見高十五円六桑
迄に印刷代七円

元代七十四歳、義堂拙老
（紀公拙翁）十七日お[illegible]
忙殺終々[illegible]
[illegible]
[illegible]まん為也

[illegible]

東京積屋製

東京府製

閲覧室

東京帝國大學